

# 住宅性能表示制度が見直されました。

令和4年4月1日に改正施行された表示基準・評価方法基準※において、

5-1断熱等性能等級5、5-2一次エネルギー消費量等級6が創設されました。

## 令和4年3月31日まで

等級4【H25基準相当】	
等級3【H4基準相当】	等級5【低炭素基準相当】
等級2【S55基準相当】	等級4【H25基準相当】
等級1	等級1

5-1断熱等性能等級

5-2一次エネルギー消費量等級



## 令和4年4月1日から

等級5【ZEH基準相当】	
等級4【H25基準相当】	等級6【ZEH基準相当】
等級3【H4基準相当】	等級5【低炭素基準相当】
等級2【S55基準相当】	等級4【H25基準相当】
等級1	等級1

5-1断熱等性能等級

5-2一次エネルギー消費量等級

※ 表示基準 : 日本住宅性能表示基準 (平成13年国土交通省告示第1346号)  
 評価方法基準 : 評価方法基準 (平成13年国土交通省告示第1347号)

また、従来、『温熱環境・エネルギー消費量に関すること』については「5-1 **又は** 5-2 の**いずれか**」が必須評価項目でしたが、令和4年10月1日改正施行の告示※により「5-1 **及び** 5-2」が必須評価項目となりました。

令和4年9月30日まで

5-1 断熱等性能等級

**又は**

5-2 一次エネルギー消費量等級  
**のいずれか**



令和4年10月1日から

5-1 断熱等性能等級

**及び**

5-2 一次エネルギー消費量等級

さらに、一戸建ての住宅においては令和4年10月1日、共同住宅等においては令和5年4月1日に改正施行された表示基準・評価方法基準において、さらなる上位等級として5-1断熱等性能等級6、等級7が新設されました。

